

舞鶴市森林設備等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、低コストな施業の推進や市内の林業事業体の経営基盤の強化及び、木材加工段階における生産力の増強やコスト削減・高付加価値化等を支援し、舞鶴市内の林業・木材産業の振興を通じて森林整備を推進するため、森林整備及び木材加工等の施設整備に係る経費について、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 舞鶴市内の林業事業体
- (2) 舞鶴市内の木材加工業者
- (3) 舞鶴市内の里山の整備活動を行う法人格を持たない団体又は地縁団体、非営利法人

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める森林施業及び木材加工の高度化に係る設備等の整備(以下「高度化に係る経費」という。)、又は里山整備活動に使用する機械の購入に係る経費(以下「里山整備活動に係る経費」という。)とする。また、高度化に係る経費は要綱第2条の(1)(2)に定める者を対象とし、里山整備活動に係る経費は要綱第2条の(3)に定める者を対象とする。

(補助の要件)

第4条 補助の額及び対象の機械等は、別表のとおりとする。高度化に係る経費の補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額(千円未満切捨て)とし、上限を3,000千円とする。里山整備活動に係る経費の補助金額は、定額補助とし、上限を500千円、下限を100千円とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、舞鶴市森林設備等整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をする者は、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)

の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市森林設備等整備事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第 2 項ただし書の規定による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(変更申請等)

第 7 条 規則第 8 条に規定する変更の書類は、舞鶴市森林設備等整備事業費補助金変更承認申請書(様式第 3 号)によるものとし、当該変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を舞鶴市森林設備等整備事業費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、舞鶴市森林設備等整備事業費補助金実績報告書(様式第 5 号)によるものとし、領収書その他市長が必要と認める書類を添えて、補助事業が完了した日から 30 日を経過する日又は交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条第1項の規定による通知は、舞鶴市森林設備等整備事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(概算払)

第10条 決定した補助金は、原則事業完了後の支払いとする。但し、市長が事業遂行上特に必要があると認めるときは、規則第13条の2第1項の規定により概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書(様式第7号)を市長へ提出するものとする。

3 市長は、概算払を決定した時は、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、規則第15条第1項に定めるときのほか、補助事業者が補助事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額確定報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

別表

1 高度化に係る経費			
対象者	具体例	補助額	備考
要綱第 2 条第 1 号、第 2 号に定める市内の林業事業者又は市内の木材加工業者	ハーベスタ、プロセッサ等の高性能林業機械 プレカット機械等の高性能木材加工設備 施業効率化のための林道の拡幅 森林内の測量に係る GPS 機器、GIS システム 等	経費の 1/2 補助 ただし、上限 3,000 千円とし、1,000 円未満切り捨てとする。	高性能林業機械及び高性能木材加工設備は、国庫補助事業の申請者負担額についても対象経費とし、補助を行う。 割賦販売契約等により当該設備を購入する場合であり、販売者又は信販会社等が当該設備の所有権を留保するときは、申請者(購入者)及び設備使用者が同じである場合に限り、設備所有者が同じであることを要しない。

2 里山整備活動に係る経費			
対象者	具体例	補助額	備考
要綱第 2 条第 3 号に定める市内の里山の整備活動を行う法人格を持たない団体又は地縁団体、非営利法人	チップパー機 木材の運搬機 ウィンチ 等	上限 500 千円、下限 100 千円 (定額)	補助の対象は単品とする。ただし、農作業機械、チェーンソーや草刈り機等汎用性の高い機械は対象外とする。